

議 事 録

会議の名称	平成22年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会
開催日時	平成22年5月25日(火) 16:00~18:00
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出席者	松原会長 藤井副会長、照屋委員、今池委員、氏田委員、山内委員、久村委員、大路委員、原田委員、森田委員(以上 10名)(順不同)
欠席者	原副会長、浅野委員、松端委員、高鳥毛委員、仲西委員、岩永委員、安井委員、吉田委員、相崎委員(以上 9名)(順不同)
事務局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、阪上こども部長、田中こども室長兼こども企画課長、小宮こども企画課副主幹、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数19名のうち10名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	照屋委員、今池委員
傍聴者	2名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 諮問 2. 市長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉に関する市民意識調査(概要)について (2) 地域福祉計画策定(見直し)スケジュールについて (3) 第2次地域福祉計画体系図(案)について (4) 現行計画「基本理念」「基本目標」について 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉対策審議会・学校教育審議会の合同部会の設置について (2) その他
備 考	

議 事 要 旨

- 1．委嘱状交付 市長から氏田委員へ
 - 2．諮問 市長が諮問文を読み上げ、松原会長へ
 - 3．市長あいさつ
 - 4．報告
- (1) 審議会に地域福祉部会を設置することについて

松原会長：どこの自治体もそうですが、分野別の個別計画がたくさんあり、それを全体会で進めていくのは非効率でもあるので、慣例に従い、本審議会に部会を設置させていただき、機動的に審議を行い、折を見て全体会に諮るというやり方をとりたいと思います。地域福祉部会の設置についてご了承いただけますでしょうか。

久村委員：今までのように、議題が2つあるから、部会は2つに分かれるということは理解できますが、今回は内容が1つ、地域福祉に関する事だから、審議会委員の意見が十分反映できるようにするために、2つに分けずに、1つの部会で議論を進めたらいいのではないかと思います。今回はそういう形でされるということですが、それでは意見を言える場が少ないのではないかと思いますので、審議会委員の意見が十分に反映されるようになっていくのかどうか伺いたい。

松原会長：意見を言う機会がちゃんとあるのかということですね。いかがですか。

事務局：会長からも話がありましたように、従前のように個別計画は部会設置での審議をお願いしたいと考えています。後ほどスケジュールをご説明しますが、たたき台については事務局で設置するワーキングで作っていく予定で、部会委員の皆様にはワーキングでまとめたものを全体会に上げる前に検討をしていただきたいと思います。部会で検討したものを全体会で検討しないということではありませんし、全体会での委員の意見、部会での委員の意見は、同じ意見としてお聞きするように考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

久村委員：回数的には部会と全体会では違う訳ですから、先ほど市長から諮問があったように審議会ですら十分に審議をしてほしいとのことですので、部会を2つに分けるということが恒例的にならないようにして、しっかりと内容を議論して皆さんの意見を反映できるような形にもっていくのがいいのではないかと思います。今回はこういう形で進めるということですが、その中で意見を反映できる機会をちゃんと取っていただくということと、今後については十分に意見が反映できるようなやり方にしていきたいと思います。

松原会長：それでは、地域福祉部会を設置するという事で、部会長は藤井副会長にお願いし

ます。では、次第の3．議事について、まず、地域福祉に関する市民意識調査（概要）について事務局より説明をお願いします。

5．議事

（1）地域福祉に関する市民意識調査（概要）について

事務局：地域福祉に関する市民意識調査（概要）の説明（資料1）

松原会長：今の説明について何かご質問等ありませんか。なければ次に（2）のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

（2）地域福祉計画策定（見直し）スケジュールについて

事務局：地域福祉計画策定（見直し）スケジュールの説明（資料2）
地域福祉部会委員名簿（案）を配布

松原会長：第1回目ということで、全体の見取図と、それがどのようなプロセスを経て成果物となっていくのか、そして、その成果物と計画との関連性について説明いただきました。一挙にいろいろ説明がありましたので、わかりにくいところがあるかもしれません。ご質問、不明な点等ありましたらどうぞ。

森田委員：さっぱり説明がわからない。今配られた地域福祉部会委員名簿の「 」のついてい
る人と、ついていない人はどのように進んでいくのですか。私の場合ですと、「 」
がついていませんが、どのようになるのですか。

事務局：部会の委員については、僭越ではありますが、我々事務局でそれぞれの選出区分に
基づき、約半数の方ということで選ばせていただきました。公募委員の2名につき
ましては、昨年の任期満了に伴い、1名の公募委員が欠員となっております。今
回地域福祉計画を策定するということで、計画についてご意見を頂ける方というこ
とで4月に改めて公募させていただきましたので、氏田さんを部会委員に選ばせて
いただきました。他の団体の方につきましては、選出区分から参考にさせていただ
きたい団体の中から選ばせていただきました。

松原会長：他にいかがでしょうか。わからない点等ございませんか。

久村委員：大綱という言葉ですが、計画の基になるというものについてもっとわかりやすく説
明していただけませんか。地域福祉計画を作る訳ですが、その基になるものという

のほうのことですか。

事務局：説明が不十分でしたが、従前、前回でしたら障害福祉計画、あるいは高齢者保健福祉計画・介護保険医療計画等をご審議いただきましたが、審議会で審議していただき、最終的にまとめたものは従前から計画大綱という形でいただくことにしており、これを踏まえて、行政計画を皆さんにお示しする訳です。したがって、計画大綱と行政計画とはニアリーイコールで、単に言葉の使い分けをしているだけです。で、計画そのものと考えていただいたらと思います。

久村委員：先ほども申し上げましたが、全体会は10月の中間報告と12月の大綱の時しかないので、地域福祉部会に選ばれている委員以外の委員は、この中間報告あたりでしか意見が言えないのかなと思いますが、そこで意見があれば取り入れてもらえるけれども、12月の大綱が出た後には変更なしということになるのでしょうか。

事務局：あくまでも予定を書かせていただいているので、全体会で大綱確定と事務局で思っていますが、部会からの報告を受けて全体会でご審議いただき、相当大きく変わるようであれば、改めて全体会ということも考えられます。ワーキングでまとめるものは粗いものなので、部会ではそれを審議会上げられるものとしていく作業をお願いしたいと思っています。どうしても全体会で変えないといけないという場合につきましては、改めて全体会の場で確認いただき、最終的に答申という形になるのかと思います。

久村委員：ワーキングの中で出てきた意見を計画の中に取り入れるというような作業の仕方ではないのですね。ワーキングは9月で終わりになっていますが、その後いろいろ意見が出た分については、どのように対応するのですか。

事務局：今までの計画もそうでしたが、一般的に審議会では資料として、ある程度文章として書き上げたものをお出します。それをまとめるのがワーキングで、あくまでも事務局として初めて提出するものです。ワーキングは先ほど説明しましたように、事務局に設置しますので、審議会とは関係のない場で、事務局の作業として行います。ですから、ワーキングでまとめて9月に出てきたものが初めてこの審議会で見いただく計画の素案といいますか、たたき台という形になります。ですから、ワーキングはそこまで、後は審議会の全体会と部会だけでしていきます。

松原会長：市民の意識調査をはじめ、去年も市民各層から、当事者団体や福祉関係団体からも意見をお聞きしているので、それらを踏まえてワーキングが骨子といいますか、たたき台を作って、それを部会に諮り、その部会を2回程度して形が整ってきたら、

全体会に中間報告を上げていくということです。なかなかスケジュール通りにはならないとは思いますが、かなりタイトなスケジュールでその間にパブリックコメントも実施しますので、いったりきたりが予想されます。ただ、このスケジュール通りに動かないと、市長からの諮問は、地域福祉の推進および支援体制について、意見を伺いたいということです。そういう大枠の意見をできるだけ計画に近い大綱も形に仕上げていくということです。この審議会も展開によっては回数が増えることも大いにあり得ることかもしれませんので、それもお含みおきください。理想的には、このスケジュールで、3層あるいは4層の積み上げで計画を作っていくということかと思えます。それでは、計画の実体がどういうことになっているのか、体系図といいますが、中身についてどのように考えるのか説明をお願いします。

(3) 第2次地域福祉計画体系図(案)について

(4) 現行計画「基本理念」「基本目標」について

事務局：第2次地域福祉計画体系図(案)の説明(資料3)

松原会長：現行計画は2003年に策定しましたが、基本理念が51頁にあり、その理念に向かって、かかわってくる目標を4つ掲げています。その目標は52頁～55頁にあります。今日はこの部分が主に議事の対象になりますが、目標を踏まえた上で、具体的な基本方向、基本施策・事業をどうするかがこの体系図(案)で示されています。そういう意味で、地域福祉というのは、どういう計画を盛り込むべきか、どのような理念なり、目標で進めていくべきか、ということで皆様方のご意見を伺いたいと思います。今日はとりわけ(4)の「基本理念」「基本目標」についてということになります。基本理念としては、「それぞれの個性を發揮しながら、人としての尊厳を保ち、住み慣れた地域の中で住み続けていく、そして、ともに支え合うことで自立するという自立と、自分が生活の主人公であるという自律、そうした生活が送れるような社会をめざす」と言い換えると、「ともに生きる福祉社会の実現」、これが伊丹市の地域福祉計画の基本理念であると、2003年版の計画ではうたっています。そして、より具体的に肉付けするものとして、まず第1に「福祉文化の創造」ということで、市民生活を送る上で誰もが抱える可能性のある生活課題、あるいは社会問題にお互いに関心を持ち、それに対して自分が今できることは何かという視点で、そういう問題に対処していくという市民社会を福祉文化と名づけるならば、まさしく、そういう福祉文化を創り出していくことが、全国的にも先駆的にめざされています。特に「ともに生きる社会づくり～ソーシャルインクルージョン～」は、手に手をとって仲良くということを超えて、むしろ、社会参加や社会的な機会、社会的な制度から排除されている人たちの存在を無視してともに生きる社会というのではなく、社会的排除という現実を目に浮かべて、社会的排除に対する対応を社会的統合とか包

括、片仮名でいいますとソーシャルインクルージョン、それを具体的にめざすべきではないかということです。社会関係や社会制度からの排除等々を克服するということが、ともに生きるということの今日的意味合いではないかということです。そして、「地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現」は、その条件を整備しましょうということです。つまり、自律というのは、自己選択・自己決定に基づいて、伊丹市にある、さまざまな社会資源や援助資源を積極的に自らの意思で活用でき、条件を整備することにより、当たり前の市民生活を営むことが可能になるということを考えて、単に経済的とか介助からの自立ではなく、介護を使いながら、あるいは経済的な援助の仕組みを使いながら、一人の市民として、自らを自分の生活に対する生活自治を持った人間をめざそうということです。そして、それが可能になるためには、エンパワーメントといいますが、生きていく力、あるいは政治的な力を高め、そのことにより初めて自立・自律ということが可能ではないか、そういうまちをめざそうというのが目標の3つ目です。「市民全体と市民と行政との協働」は、あくまで主体・主役は市民、その際、行政も市民の負託を受けて、市民とともに同じ目線で伊丹市の市民社会の発展のために条件整備等をし、さらには地域福祉を推進していく専門機関と社会福祉法に位置付けられている社会福祉協議会も、市民と行政、事業者とともにこれからの地域福祉を進めていく大きなエンジンとなっていたきたいというようなパートナーシップについて触れたものです。これらの理念や目標は、7年経過しても色あせていないのは、良かったのか、現実の日本の社会が動いていないのか。嬉しいような、つらいような、残念のようなことでもありますが、伊丹市は他の自治体よりも半歩、あるいは一歩先んじた形で計画を出していますので、そんなに色あせていなかったという印象を持っています。しかし、皆さんのご意見で、基本理念、基本目標について、こういうことを入れられないのかとか、言い回し、文言のご提言を含めてご意見をお願いします。

大路委員：基本的な理念は素晴らしいと思いますが、7年経っていますし、障がい者のほうも障害者自立支援法が制定され、措置から契約へと、地域生活を主とした方向に変わってきているので、今回、社協も含めて、事業者との関係を入れていくべきではないかと思っています。措置制度から契約制度になったことを踏まえ、地域の中での事業所という関係も、契約という名のもとに、今後どう変わっていくか、審議会の意見を踏まえながら、考えていく必要があるのではないかと思います。

氏田委員：計画を作っていく上で大切なのはワーキングだと思うので、僕らもワーキングに参加して計画を作っていくたいが、どうでしょうか。

松原会長：確かにそうですが、僕の一存では決められません。皆さんの意見をお聞きし、僕と部会長で調整をしないといけないことかもしれませんし、まだ事務局の案も聞いて

いませんので、どのような構成等を考えていらっしゃるのか事務局から説明をお願いします。

事務局：ワーキングの座長は、先ほど申し上げましたように、本審議会の松端委員にお願いしたいと考えています。メンバーは、本日の会議が終わった後の調整ということですが、事務局の案としての考え方は、地域で実際に地域福祉活動にかかわっている団体の方、あるいは、実際に活動している方に参加していただきたいと考えています。例えば、自治会連合会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、11の小学区区にできている地域福祉ネット会議の方などを今のところ考えています。

松原会長：そういった場にも意見を聞きに行ける、あるいは意見を出せる機会を作ってほしいというのが氏田委員のご意見だったと思います。

氏田委員：できるだけ、そういう機会を作ってほしいと思います。

松原会長：そういう意味では、大路委員のおっしゃった事業者というのは社会福祉法人のことですか。

大路委員：そうです。それから、先ほど氏田委員がおっしゃったように、ワーキングも傍聴できるように委員に案内をしてほしいと思います。

事務局：案内いたします。

久村委員：7年前の理念と目標を踏襲という提案だと思いますが、現状は大きく変わっているのではないのでしょうか。特に子どもの虐待が増えていますし、高齢者も介護問題で悩んでいるとか、制度の狭間にいるようなケースも増えていると思います。高齢化もどんどん進んでいますし、そういう意味から、7年前と基本理念は同じというのは何故ですか。これまでの状況変化をどのようにお考えか、そのあたりを聞かせてください。

事務局：この地域福祉計画については、平成12年に社会福祉法の改正があり、平成14年に平成15年4月1日から都道府県あるいは地方自治体は地域福祉計画を定めるという規定がおかれまして。それを踏まえて、伊丹市では平成15年3月に平成15年度から実施する計画を策定したということで、先ほども紹介がありましたが、全国に先駆けて作った計画です。詳しい数値は持ち合わせていませんが、地域福祉計画の策定率は、現在、全国の自治体の60%程度となっています。当初、伊丹市の計画もいろいろなところから参考にさせてほしいという引き合いがございまして、多くの自治体

が参考にされたのではないかと考えています。今回、類似団体の計画も調べましたが、地域福祉のめざす方向は、どの自治体も同じ方向で、特段ここは違うというところはないのではないのでしょうか。そういう意味で、今回、松原会長から基本目標について詳しく解説をいただきましたが、その方向性については今日現在でも軌道修正する必要はないのではないかと考えます。ただ、委員が言われましたように、さらに付け加えるべきものについて抜けていないか気になりますので、そういった点のご意見をいただき、書き加えたいと考えています。ただ、方向性そのものは、今現在なお、将来に向かっていくということについて特に問題はないのではないかと考えています。

松原会長：他にご意見いただいている方、はいどうぞ。

山内委員：基本理念と方向性については、今読んでも遜色ないと思いますが、市民意識調査でも福祉に対する理解度があまり進んでいないですし、介護の必要な方が実際におられる方は別ですが、無関心層が多いようです。この理念、目標が7年経って、具体的に市民の中でこう変わったという事例が何点かあれば、わかりやすく示していただけたら嬉しいです。もう1つは、次の計画はもっと地域と一緒にやっていくということが市民にわかりやすく、市民はこういうことをしないとイケないのだなとわかっていただけるものになったら嬉しいです。言葉も大事ですが、実際の市民の皆さんと取り組んだ中身を検証しながら進めたらいいのではないのでしょうか。私もそれなりに取り組んでいることがありますが、やはり一部の人の話になってしまって、一部の人が頑張っていて、あまり理解が進んでいないように思います。できるだけ市民全体がわかって、意識が高まっていくようなことに取り組んでいただけたら嬉しいと思います。

松原会長：福祉文化の創造は道半ばということだと思いますが、照屋委員はいかがですか。

照屋委員：すべての方が理解して行動を起こすようになるのは、なかなか難しい気が致します。社会福祉協議会の会長として各校区を回っていますが、大きなパワーを発揮して参加型の地区社協もありますし、与えられた事業をなんとかこなしているという地区もあります。あるいは、行政から言われた事業について、労力を伴うような過重な思いを持つ方々もいらっしゃいますし、活動資金についても、当然行政から出すべきだというようないろいろな思いを持っていらっしゃる方々もおられます。地域の生きた組織を見極め、同じ形ではなく生きた地域づくりをしていけたらと思っています。

松原会長：そういう意味では、市のまちづくりプランと、地域福祉の計画、福祉のまちづくり

とのすり合わせ、整合性、大変難しいテーマになりますね。ただ、それでないと実際に地域の担当をされている方たちの役割などが整理されなかったり、自治会と社協はどっちが上かという議論があちこちで聞こえてきそうです。それは、まさしく市民の自治ということになりますが、ただ、市民の自治のあり方を行政計画が作るという矛盾もあり、しかし、ある程度方向付けをしないと次のまちづくりの姿が見えてこないという面があって、同時にそれを行政計画で作るということの1つのパラドックスということにもなるので、大変難しいテーマだと思います。原田委員、何かございましたらどうぞ。

原田委員：こうして調査結果を見た時に、民生委員の認知度がすごく低いと思いました。高齢者に関しては地域をくまなく歩いて調査しているので、高齢者の方々には認知度が高いようですが。そのため、こんにちは赤ちゃん事業をさせていただき、若いお母さん方に自治会に参加してほしいと呼びかけたりする中で、自分たちが地域に入っていけるように頑張っていますが、認知度が低いというのはちょっと。

松原会長：認知度は接触する機会がなかったら、「知りません」という反応ですから、そういう数値もあり得るかなと思います。特に青年層が知らないのは、こんにちは赤ちゃん事業ぐらいでしか接点がないのだから、そんなものかなと思いますが、いろいろと活動されているので期待値が高くなりますね。今池委員、いかがでしょうか。

今池委員：7年前には福祉の現場にいて、今は勉強させていただいております。お母さんのパワーはすごいと思いますので、伊丹の小地域でもっと発揮してもらえるような地域づくりをしていったらどうでしょうか。

松原会長：森田委員、いかがでしょうか。

森田委員：市民意識調査を見て福祉に関することは非常に関心度が低いと思いました。どこに福祉のサービスを受ける場所があるのか、ほとんどわからないとか、情報入手ができていないようなので、市としても情報提供をしている場所とか、一般市民に届くような情報発信源をしてほしいというのが1つあります。地域の中でも、よく活動しているところと、していないところがあるかと思いますが、今、小学校区が17ありますが、そのうち、よく頑張っていて活動しているところはいくつくらいありますか。

事務局：地区社協やまちづくり協議会など、それぞれ頑張っておられますが、福祉に限って言えば、アンケート調査で小学校区別に分析したものを報告書に載せていますが、地域の活動に参加しているかどうかの質問で、上位3つの地区は、地域福祉ネット会議ができています。今までは福祉と申しますと行政がやる、あるいは関

心のある人がやったらいいと捉えがちだったのが、今はそうではなくて私に何ができるかを考えましょうということで、地域福祉ネット会議ができてきましたが、そのネット会議がある地区が上位にあげられています。そういう意味でそういった場を持っていただき、少しずつですが、一般の住民の方にも地域の福祉活動に触れていただく場面が増えてきたのかなということが、今回のアンケート結果で出てきています。具体的な地区の名前を今は申し上げませんが、活発に活動されていますので、また、市民意識調査報告書をご覧頂けたらと思います。

松原会長：藤井副会長、いかがでしょうか。県下の地域福祉計画もいろいろとご存知かと思いますが、伊丹市が第2次の計画を策定するにあたって、何か考えるべきことなどを教えていただけたら結構かと思いますが。

藤井副会長：今の議題が、第1次の地域福祉計画の理念と目標をこの枠組みでスタートとさせていいのかということですが、僕の率直な感想としては、先ほど会長が色あせていないとおっしゃったのと同じで、逆にこの理念が今こそ求められているという認識です。それは先ほど久村委員がおっしゃったように、NHKでも無縁社会とか言っているように、世帯の縮小化も併せて生活基盤が崩れていっています。生活問題の広がりとその中の福祉問題の深刻化というキーワードで、施策よりも、そういう実態の方が進んでいるからこそ、ソーシャルインクルージョンであるとか、地域での自立・自律した生活を営むことができるまちづくりという方向性をしっかりと定めて、対応する施策を作らないといけないのかなと思います。そういう意味では、現行の計画は割と理念計画でしたが、この基本理念と目標を具体化する基本方向・基本施策をしっかりと柱立てすることが今回の計画の使命だと思います。この方向に基づいて、しっかり論議をすればいいかなと思います。私も大路委員とまったく同じ意見で、地域福祉計画のこの間の違いは、市民参画のある意味拡大の中で、当事者からNPO、当然自治会を含めて、いかに市民参画を拡大するのかということと、支援の総合化、その中には行政の総合化もあるし、各専門機関、事業者の総合化、縦割りをはずしていけるかということだと思います。そう考えると、この間、介護保険サービスでも地域密着型サービスという言葉が出てきたように、専門サービスを行う専門機関及び事業者が、いかに地域住民と密着して地域化していくかという課題、すなわちケアの地域参加と呼び変えてもいいと思いますが、その課題がより増していると思います。ただ、先ほど社会福祉法人と言われましたが、社会福祉法人は当たり前の話で、NPO等も地域と相対して進めていけるような仕掛け、伊丹ではネット会議ということでやっていますが、それをより進化させていくことが大事なかなと思います。ただ、今の計画では明確に書いていませんが、この基本理念では、企業や、そこで働く人たちも事業者市民という表現で市民の概念の中に入れていきます。理念はそれでいいの

ですが、基本施策で、もう少しそういう面を打ち出せばいいのかなと思いました。

松原会長：久村委員からのご指摘がありましたように、問題が顕著になってきている部分、それに対する対応が重要で、それこそが基本方向、基本施策でしっかり議論すべきことではないでしょうか。また、その際には、大路委員もおっしゃったように、事業者、それもかなり広い範囲で捉えた事業者の参画をどのように条件整備していくか、あるいは企画していくかが今回の計画づくりの1つの大きなテーマではないかという指摘であったかと思います。

照屋委員：昨年、社会福祉協議会の全国大会が津市でありました。社会福祉協議会の福祉委員の方々が2千名近く来られて、うねりのようなものを感じました。福祉の高まりというようなものに飛び込んでいる方々があれだけあるのだなと感じました。今年は鳥根県で開催されます。あれだけのパワーを持った集会は初めて見ましたが、あいう形のもので築き上げていけたらいいなと思いました。福祉委員と言われる方があれだけ熱心に議論しておられる姿に感動しました。福祉を高めようという意識を持った人がたくさんおられるということを知りましたので、伊丹もだんだんパワーアップしたらいいなと思いました。

藤井副会長：少し補足をしますと、それは校区サミットと言いまして、小学校区くらいの単位で福祉のまちづくり、小地域福祉活動をする住民が集まって情報交換や意見交換をしようというもので、全国的にも熱気があるということです。そのキーワードは「福祉を通じてまちづくりをしていこう」というもので、全国的にもそういう活動をする住民のうねりがあるという背景のものです。

松原会長：「福祉を通じてまちづくり」という側面も地域福祉に託された1つの使命かなと思いますし、新たな時代の課題があるようですね。ありがとうございました。それも加えまして、ワーキングをはじめ部会で検討していただきたいと思います。それでは、ベースとしては、この基本理念、基本目標を踏襲して、付け加えることがあれば、また変えていく、あるいは基本方向や中身でより具体的に書き込んでいくということで、皆さんのご了承を賜ったことにしたいと思います。一応、地域福祉に関する審議はここまでですが、4.その他の事項で、福祉対策審議会・学校教育審議会の合同部会の設置について報告がありますので、よろしくをお願いします。

6. その他

(1) 福祉対策審議会・学校教育審議会の合同部会の設置について

事務局：福祉対策審議会・学校教育審議会の合同部会の設置について説明（資料1～3）

松原会長：合同部会設置に伴う委員の選任という依頼がありました。原田委員、いかがですか。

原田委員：前回は合同部会に出席させていただきまして、幼稚園と保育所について、就労の有無によって利用できる施設が限定されるなど、制度上の限定が難点のように感じました。そんな中で、幼保の一体的運営について、必要性の認識は皆さんお持ちでしたが、当時は認定こども園の制度が創設されたばかりということで、慎重に対応するという意見がありました。それと、待機児童がたくさん発生しているということで、早急に取り組まなければならないと思っています。合同部会によって、児童教育のさらなる充実が図られるとともに、待機児童が一刻も早く解消されるようにと願っています。私自身、児童委員でもありますので、一委員として協力できればと思っていましたので、よろしく願いいたします。

松原会長：ありがとうございます。幼保の一元化が必要とされながらも、縦割り行政の中でなかなかできていないようですが、一方で、その方向で進めましょうということが国からも出てきています。また、待機児童が二百数十名いるとのことですし、数年後にはおそらく三百名を超えるという大変な問題になってくるかと思えます。これはまた、市民の働く権利、子どもが健康に健やかに育っていくという発達の権利に照らし合わせても由々しき問題ですので、縦割りの壁を早く破らないと市民の利益にならない、子どもたちの利益にならないということで、伊丹市としては早急に対応する必要があると、急遽、福祉対策審議会と学校教育審議会の合同部会でこの問題を検討するという方向が出されましたので、皆様のご了解を得たいと思います。私も続けて委員ということで頑張りたいと思います。

森田委員：福祉対策審議会からの委員はこれで結構ですが、一般の方々の声を吸い上げるには保護者の方の選出枠を設ける訳にはいかないのでしょうか。

事務局：先ほど資料3でご説明しましたが、「いたみすくすくカフェ」ということで、これは5月15日号の広報で掲載をして、保育所、幼稚園の保護者にも呼びかけをさせていただいています。ここにも具体的に書いていますが、待機児童の解消、あるいは既存施設の活用という文言も入れて、市内の5か所で開催し、ご意見を伺っていきたいと考えています。そこで意見は次世代育成支援推進協議会で報告するとともに、今後の計画の推進に役立てていきたいということで、広く呼びかけています。

事務局：併せて私の方から補足させていただきますと、今は福祉対策審議会側の話だけになっていますが、当然、合同での審議ということになりますので、学校教育審議会側で公募市民の方に入っていただくということで手続きを進めておりますので、ご理

解いただきたいと思います。

久村委員：この選出委員はすべて審議会委員ではないですね。その説明をしていただきたい。

事務局：前回の合同部会の際は、松原会長と原田委員の2名が福祉対策審議会からのメンバーで、学識経験者の戸江委員と自治会連合会の原田智恵子委員、サービス提供者代表の萬束委員については臨時委員ということで、5名で福祉対策審議会のご了解をいただいて、学校教育審議会との合同部会で議論をして答申を出していただきました。今回につきましては、松原会長と原田委員、吉田委員が福祉対策審議会からのメンバーで、山崎委員と萬束委員は臨時委員ということになります。

久村委員：両方から何人の委員が出て、合同部会全体で何人になりますか。

松原会長：両方から5名ずつで、合同部会は全部で10名ですね。

事務局：はい、学校教育審議会から5名、合わせて10名です。

松原会長：この審議会から委員も出ているので、この全体の審議会でもまた報告させていただきたいと思います。提案なんですけど、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。是非、待機児童の解消、そして働く親、子どもの発達ということで、限られた財源ですが、既にある制度や施設をいかに活用して、そういうニーズに対応できるかということで、皆さんのお知恵もお借りしたいと思います。他に事務局ありますか。委員の皆さんいかがでしょうか。

委員一同：異議なし

松原会長：それでは、本日の会議はこれで終了といたします。ありがとうございました。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印